破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４２９号
群馬県前橋市荻窪町1219番地８
破産者　浅見　　恒
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
茨城県土浦市中高津１丁目７番16号
破産者　豊島　敬一
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５７５号
神戸市須磨区北落合１丁目２番19号　農住Ｂ―101号
破産者　福神　俊代
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
奈良県天理市川原城町218番地
破産者　丸松ふとん店こと　松本　　覺
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
奈良市桂木町８番501号、前住所京都府相楽郡和束町大字別所小字中山84番地17
破産者　藤城　敦朗
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６５号
札幌市西区琴似３条７丁目４番10―802号
破産者　宮下　　寛
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０号
北海道帯広市西20条南２丁目26番４号
破産者　粂井　明美
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
北海道帯広市西25条南３丁目32番地18
破産者　加藤　　昇
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡松崎町江奈210番地の６
破産者　田所　　寿
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４０４号
静岡県磐田市福田1665番地
破産者　寺田憲一郎
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
高知県須崎市上分丙838番地
破産者　小松　明義
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１８１号
福岡県久留米市国分町1248番地８
破産者　橋口　芳和
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第９３１号
愛知県犬山市大字羽黒字南郷88番地５、開始決定時の住所愛知県北名古屋市久地野幟立76番地
破産者　笠原　和代
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５号
名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉３番地の939、開始決定時の住所名古屋市緑区平手北１丁目504番地シャトー平手306号
破産者　岩尾　　健
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字伊勢山276番地２
破産者　田中　　巖
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９８号
愛知県北名古屋市高田寺砂場６番地２　サンライフ師勝203号
破産者　針金　伸広
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部